

令和5年第3回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月7日(火) 午後2時～午後3時30分
2. 開催場所 浜玉公民館 大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 脇山久利	3 番 袈裟丸一彦
4 番 脇山祐治	5 番 宮原敏久	6 番 山添 明
7 番 川添哲也	8 番 三塩政廣	9 番 内山敏彦
11 番 井上順一	12 番 伊藤富幸	13 番 石川利恵
14 番 峯 政敬	15 番 松本耕一	16 番 峯 直子
17 番 吉田 哲	18 番 宮崎隆広	19 番 阿部 太
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第13号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第14号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第15号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第16号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第17号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第18号
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	竹巖 大紀
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長	それでは定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会、欠席届は提出されておりませんが、松本委員から先ほど連絡がありまして、遅れて入るということです。ただいまの時点で定足数には達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それでは、ただいまより令和5年第3回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号17番吉田哲委員、議席番号18番宮崎隆広委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について8件、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について3件、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について17件、議案第16号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について29件、議案第17号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について9件、議案第18号空き家等に付随した特例農地の指定申請について1件、計67件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につ

きましては議案集をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第13号から第18号までの67件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたします。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は212平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して南側の既存道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員
(農地利用最適化推進委員)

浜玉4区の白津です。3月の4日、東部調査会にて現地の方を確認いたしました。何も問題はないという意見でしたので、ここにご報告をいたします。審議の方をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 2, 6 8 9 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、老人福祉施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、預金通帳の写しおよび金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、一部着工されてしまっており、始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 6 0 センチメートルの切土、7 5 センチメートルの盛土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、北東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介し、北側の道路側溝へ

流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は8番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。一部始末書の件ですけれども、表土を剥がれて持ち出しておられたということで、あとはトラクターで耕して畑の状態にしてありましたけれども、そういう始末書を書いておられる、事前着工の部類にあたると思います。4日の日に東部調査会で現地を確認していただきました。大変厳しい意見も出ましたので、事務局、それから事業者に対しても、強く、厳しく注意をしたところでございます。皆様のご理解とご検討をよろしくお願いしたいと思います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1, 5 0 0 平方メートルです。現況は、水田となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料渦の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、市開発協議、道路工事施工、法定外公共物（水路）占用および改築、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大 1. 1 4 メートルの盛土、3 0 センチメートルの切土を行い、整地し、北側は道路側溝を新設、それ以外はコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は区画ごとに新設する排水設備を介して北側の道路側溝へ

放流させる計画で、汚水も新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは異議なし、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。3月4日に全員で現地調査をいたしまして、ここは〇〇〇と〇〇〇〇〇の横でして、周りから住宅地ができているということで、何も問題ないだろうということでした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題と

農地係長

します。それでは事務局に概要を説明させます。

議案書の２ページ、整理番号４番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田２筆、面積は合計で５，１１８平方メートルです。現況は、水田となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為許可申請、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物（水路）改築、土地改良施設用地払下げおよび占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大９０センチメートルの盛土、３０センチメートルの切土を行い、整地し、西側水路には張りコンクリートを施し、周囲にはコンクリートブロックを新設し、東および南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して東側の既存道路に暗渠を埋設し、東側の水路へ流し、汚水も新設道路に埋設する排水設備を介し

て南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは異議なし、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも4日の日に現地調査をいたしまして、ここも周りから宅地化が進んでいるということで、問題ないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号５番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は７７６平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１３ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１４ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１５ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設道路側溝を介して西側の既存道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長からは異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。

	許可の基準は1番となっております。
	整理番号5番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
青木良夫委員 (農地利用最適化推進委員)	はい。中部、唐津5区担当の青木です。3月4日に現地のほうを調査確認いたしました。周りは地区開発のために、たくさんの新しい家が建っておりまして、その現場を調査いたしました結果、何も問題がなかったことを皆様に報告をいたします。場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から入った所の右側ということで、審議のほどをよろしく願いいたします。以上です。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で1,219平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲で

す。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１６ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１７ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１８ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、法定外公共物（道路）改築申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大１．２メートルの切土、盛土を行い、整地し、北側にはＬ型擁壁を設置、その他はコンクリートブロックを新設し、新設の進入路を介して西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して西側道路側溝へ流れ、汚水は新設道路へ下水管を布設して接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号６番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いしま

青木良夫委員
(農地利用最適化推進委員)

す。

はい。中部、唐津5区の青木です。ここも3月4日の日に全員で調査確認をいたしました。ここもまた地区開発のために新しい家がたくさん建っており、みんなで調査をいたしました。その結果、何も問題ないという声を確認いたしましたので、皆さんの審議をよろしく願いいたします。場所は、○○○○○○○から左の○○○の所ですね、が場所です。以上よろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で1,568平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目など

については、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大3.5メートルの盛土、2.36メートルの切土を行い、整地し、南側にはL型擁壁を設置、その他はコンクリートブロックを新設して土留めを行い、新設道路を介して西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する道路側溝を介して西側道路の既存側溝へ流し、汚水も新設道路に埋設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

青木良夫委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。中部、唐津5区の青木です。ここも3月4日の日に全員で調査をいたしました。周りも地区開発のために新しい

家も建っており、みんなで調査をした結果、何も問題ないんじゃないかということで結論がまとまりましたので、皆様にご報告をいたします。場所は、〇〇〇〇のちょっと上った所です。審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 7 2 6 平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、貸駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 2 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 4 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書

が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側宅地の駐車場より出入口とする計画で、通行承諾書が添付されています。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

坂本進委員
(農地利用最適化推進委員)

唐津7区の坂本です。3月4日に当地区委員で現場を見てまいりました。現場は長年耕作もされてなくて、問題ないだろうということでした。場所的には〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇のすぐ東側ですね。審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集４ページ、議案第１４号農地法第４条の規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の４ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は２，４００平方メートルのうち０．２４５平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、営農型太陽光発電設備、一時転用です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２５から２７ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。なお、事業費は一時転用期間満了後の発電パネル撤去、整地費です。令和２年〇月に許可を受け、〇〇〇〇栽培を行いながら太陽光発電設備を設置されて利用されており、令和４年の１２月の期限前に更新手続きを進められてきたが、書類の作成に時間を要したため、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、今回は特にありません。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

	隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。 立地基準ですが、農用地域内農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 3 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。 整理番号 1 番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
栗原弘人委員 (農地利用最適化推進委員)	浜玉 1 区の栗原です。(転用事情の詳細) …ということでした。太陽光を許可して、その下のほうに〇〇〇〇をあわせて栽培したいという申請で、令和 2 年に許可をして、一時転用でありましたので、その再許可の申請になります。3 月 4 日に東部調査会で現地を確認したところ、問題ないということでしたので、ご審議のほどをよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 4 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名お

よび申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は2,796平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の28ページから30ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

阿部稔委員
(農地利用最適化推進委員)

浜玉3区の阿部です。3月4日に東部調査会で現地の確認にまいりました。何の問題もなかったことを報告いたします。審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 4 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 5 0 7 平方メートルです。現況は倉庫になっております。目的は、農業用倉庫です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 3 1 ページから 3 3 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに昭和 3 5 年から平成 4 年頃にかけて農業用倉庫を建築され、建て増しを続けられており、そのことについて始末書が提出されています。

隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側道路から出入口とする計画です。行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。排水について、雨水のみで東側水路へ放流させる計画です。

議長

真名子勝正委員
(農地利用最適化推進委員)

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

厳木2区の真名子ですけれども、3月3日の日に南部調査会で集まりまして、見てもらいました。この倉庫は、(転用事情の詳細)…、その時にわからなかったということで、今回申請を上げられました。以上ご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集8ページ整理番号17番までの17件について一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が16件、使用貸借権の設定に関する案件が1軒の合計17件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから9ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩を取りたいと思います。それでは15時10分より再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

15時00分 休憩



15時10分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。議案集9ページ、議案第16号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。整理番号1番から整理番号3番までの3件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集１０ページ、議案第１６号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号１番から議案集１５ページ整理番号２６番までの２６件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が２２件、使用貸借権の設定が４件です。面積は合計で９３，６２２平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集１６ページ、議案第１７号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号１番から議案集１８ページ整理番号９番までの９件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件について、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みになります。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で３０，２７９平方メートルです。計画の内容は、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集19ページ、議案第18号空き家等に付随した特例農地の指定申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の19ページをご覧ください。農地法の3条では、5反以上耕作しないと農地を取得することができないと規定されております。ただ、唐津市農業委員会では、空き家に付随した農地については、下限面積を1平方メートルまで下げるようにしておりまして、農家の方でなくても空き家に付いた農地を買うことができます。対象となる農地の基準として、空き家に付随した農地であること、その農地が遊休農地であるか、または将来的に遊休農地になる可能性があるかという条件を付しております。整理番号1番の申請人の住所、氏名、申請農地については、議案書記載のとおりです。

議長

(異議なしの声あり)

(举手全員)

- 29-

